

処分土地の概要 (芦屋市三条津知財産区ほか1市共有地)

1 処分の目的

国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所が施行する六甲山系砂防事業本庄堰堤補強工事の用地に供するため。

2 物件の表示

(1) 所在地 神戸市東灘区本山長森字本庄山748番7の一部

地 目 保安林

地 積 2, 353, 726m² (公簿面積) のうち

1, 745. 56m² (実測面積)

(2) 所在地 神戸市東灘区本山長森字本庄山750番4の一部

地 目 保安林

地 積 129, 586m² (公簿面積) のうち

8, 313. 83m² (実測面積)

3 共有地の持分

三条津知財産区 0. 121815

神戸市 0. 878185

※ 登記簿上は、三条津知財産区9分の2、神戸市9分の7

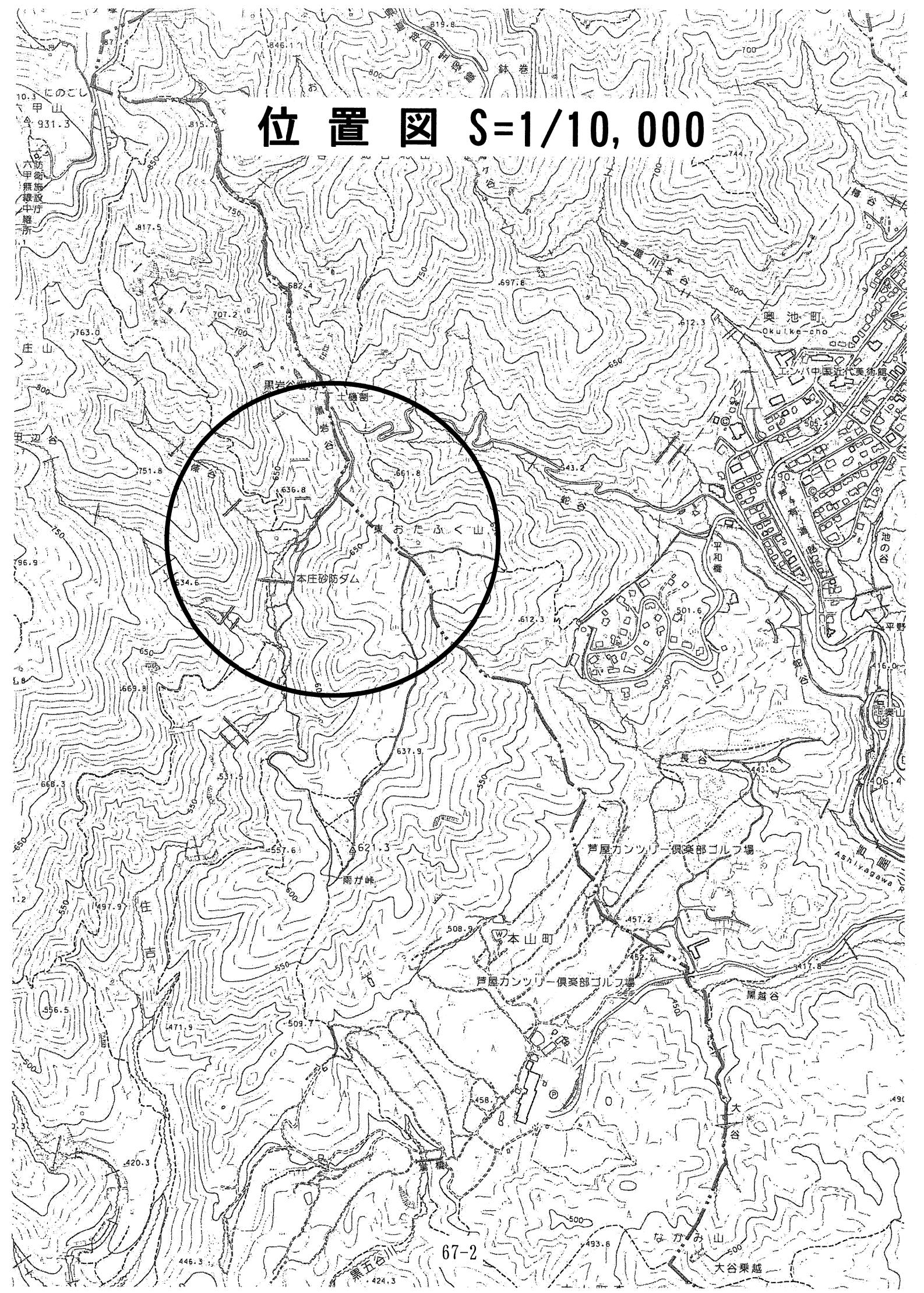
4 添付図書

・位置図 (S=1/10, 000)

・地番割込図 (六甲砂防事務所作成資料、縮小図)

・地番配置図 (六甲砂防事務所作成資料、縮小図)

位置図 S=1/10,000



地番割込図

北
S=1/2,500

神戸市東灘区本山町森字本庄山
建設省
I-1503
I-231
I-256
I-250

建設省
I-231
社団法人芦屋
カンツリー倶楽部
I-49-1
社団法人芦屋
カンツリー倶楽部
I-49-1
建設省
I-49-1
社団法人芦屋
カンツリー倶楽部
I-49-2
神戸市・三条村・津知村
I-50-4

芦屋市奥山
芦屋村・打出村
I-231

